

公の施設の使用料見直しについて（案）

1. 経過

平成 18 年度に「雲南市公の施設にかかる使用料の設定基本方針（以下、「基本方針」）」を策定し、平成 21 年 4 月に施設使用料の改定（平成 22 年度まで激変緩和措置）を行った。

施設使用料は、概ね 5 年を基本に見直すとしていることから、平成 26 年 4 月、令和元年 10 月の消費税増税に時期を合わせ改定している。平成 26 年の改定では、改定前の使用料を検証したうえで増税相当額のみを見直し、令和元年 10 月の改定では、維持管理経費の上昇と消費税増税を踏まえた見直しを行っている。

令和 6 年度に向けては、急激な物価高騰及び人件費上昇を踏まえた指定管理者制度の運用見直しを行うことから、あわせて施設使用料の改定を行う予定である。

2. 基本的な考え方

- 維持管理経費上昇分の反映【原則全施設】
- さらに柔軟な料金設定を可能とする上限加算額の設定【特定施設】

コロナ禍以降、使用料算定に必要な維持管理経費と稼働率の設定が困難な状況ではあるが、近年の急激な物価高騰及び人件費上昇を踏まえると、サービス提供の公平性と継続性を確保するため、使用料を見直す必要がある。

また、指定管理者の運営手法により収益向上が特に期待できる施設（特定施設）では、維持管理経費上昇分を踏まえた使用料を基準料金として、基準料金に上限加算額を加えた範囲内で、指定管理者による柔軟な料金設定を可能とすることとし、施設サービスの向上を目指す。

3. 対象施設 ※括弧内は施設数

資料 4-1

集会・貸館施設（13）、交流センター施設（32）、福祉施設（11）、体育館施設（8）、屋外運動場・広場施設（14）、プール施設（5）、学校・旧学校施設（29）、ホール施設（3）、文化施設（3）、観光施設（3）、温浴施設（6）、宿泊施設（4）、農林・畜産施設（13）

4. 使用料算定の概要

- 「公の施設使用料の設定基準」を定め使用料を算定

資料 4-2

今回の使用料の見直しにおいては、現行の使用料に令和 5 年度と令和 6 年度の指定管理料の積算における維持管理経費上昇率を乗じることで使用料を算定する。

また、指定管理者の企画力により収益向上が特に期待できる宿泊施設、温浴施設等（特定施設）については、県内の同類施設の料金体系等も踏まえ、基準料金の上限加算額の設定を検討し、指定管理者による柔軟な料金設定を可能とする。

○令和 6 年度指定管理予定施設における維持管理経費の状況

・令和 6 年度指定管理料合計（積算額）	632,085,113 円
・令和 5 年度指定管理料合計（協定額）	556,039,060 円
・令和 6 年度指定管理料の増加（対令和 5 年度比較）	76,046,053 円（13.7%）増加

- ・維持管理経費上昇率 全体 13.0%（人件費 6.8%、光熱水費 32.2%、その他物件費 1.8%）
- ・算定に用いる施設性質分類別の維持管理経費上昇率 . . . 資料 4-3

○使用料算定例

【使用料算定式】 改定基準価格＝現行基準価格×分類別維持管理経費上昇率
 改定使用料＝改定基準価格×税率 ※10 円単位

【交流センター 会議室（1 室 50～70 m²）】：上昇率 9.5% …現行 650 円/h→改定 710 円/h
 $(593(\text{基準価格}) \times 1.095(\text{率}) = 649 \quad 649 \times 1.1(\text{税率}) = 713 \text{ 円})$

【アスパル アリーナ（体育館利用）】：上昇率 11.9% …現行 2,030 円/h→改定 2,270 円/h
 $(1,846(\text{基準価格}) \times 1.119(\text{率}) = 2,065 \quad 2,065 \times 1.1(\text{税率}) = 2,271 \text{ 円})$

【大東公園 野球場グラウンド】：上昇率 6.2% …現行 1,300 円/h→改定 1,380 円/h
 $(1,187(\text{基準価格}) \times 1.062(\text{率}) = 1,260 \quad 1,260 \times 1.1(\text{税率}) = 1,386 \text{ 円})$

【木次水泳プール 小学生個人料金】：上昇率 6.2% …現行 60 円/半日→同額 ※少額で変動なし
 $(60(\text{基準価格}) \times 1.062(\text{率}) = 63 \quad 63 \times 1.1(\text{税率}) = 69 \text{ 円})$

【ラメール 大ホール】：上昇率 16.9% …現行 6,820 円/h→改定 7,970 円/h
 $(6,204(\text{基準価格}) \times 1.169(\text{率}) = 7,252 \quad 7,252 \times 1.1(\text{税率}) = 7,977 \text{ 円})$

【おろち湯ったり館 一般入浴料】：上昇率 9.6% …現行 520 円/回→改定 570 円/回
 $(477(\text{基準価格}) \times 1.096(\text{率}) = 522 \quad 522 \times 1.1(\text{税率}) = 574 \text{ 円})$

【大東かみくの桃源郷 コテージB（6 人用）】：上昇率 15.5% …現行 7,700 円/泊→改定 8,890 円/泊
 $(7,000(\text{基準価格}) \times 1.155(\text{率}) = 8,085 \quad 8,085 \times 1.1(\text{税率}) = 8,893 \text{ 円})$

5. 使用料改定

(1) 使用料改定方針

使用料の算定結果に基づき使用料を引き上げる。

(2) 適用期日

令和 6 年 10 月 1 日

6. 条例改正

(1) 改正時期

令和 6 年 6 月議会

(2) 改正方法

一括条例改正（ただし、使用料見直し以外の改正を含む場合、個別改正も検討する。）

対象施設一覧

【集会・貸館施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	海潮コミュニティセンター	雲南市海潮コミュニティセンター条例	H16. 11. 1 条例第119号
2	雲南市木次町郷土文化保存伝習施設	雲南市木次町郷土文化保存伝習施設条例	H16. 11. 1 条例第272号
3	根波生活改善センター	雲南市根波生活改善センター条例	H16. 11. 1 条例第211号
4	向島集会所	雲南市集会所条例	H16. 11. 1 条例第122号
5	加茂集会所	雲南市集会所条例	H16. 11. 1 条例第122号
6	新市中央集会所	雲南市集会所条例	H16. 11. 1 条例第122号
7	雲南市大東ねりんセンター	雲南市大東ねりんセンター条例	H16. 11. 1 条例第259号
8	雲南市温泉高齢者活動促進施設	雲南市高齢者活動促進施設条例	H16. 11. 1 条例第176号
9	雲南市木次勤労者総合福祉センター（サンワーク木次）	雲南市木次勤労者総合福祉センター条例	H16. 11. 1 条例第323号
10	雲南市尾原地域づくり支援センター	雲南市尾原地域づくり支援センター条例	H23. 12. 26 条例第37号
11	雲南市勤労青少年ホーム	雲南市勤労青少年ホーム条例	H16. 11. 1 条例第126号
12	吉田町生涯学習交流館	雲南市生涯学習施設条例	H16. 11. 1 条例第134号
13	本庁舎会議室	雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例	H27. 9. 30 条例第38号

【交流センター施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	雲南市大東地域交流センター（大東交流センター）	雲南市大東地域交流センター条例	H18. 12. 25 条例第80号
2	春殖交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
3	幡屋交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
4	大東農業構造改善センター（佐世交流センター）	雲南市大東農業構造改善センター条例	H16. 11. 1 条例第213号
5	阿用交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
6	久野交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
7	海潮基幹集落センター（海潮交流センター）	雲南市海潮基幹集落センター条例	H16. 11. 1 条例第214号
8	塩田交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
9	加茂交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
10	八日市地域福祉サブセンター（八日市交流センター）	雲南市木次町地域福祉サブセンター条例	H17. 4. 1 条例第15号
11	三新塔地域福祉サブセンター（三新塔交流センター）	雲南市木次町地域福祉サブセンター条例	H17. 4. 1 条例第15号
12	下熊谷地域福祉サブセンター（下熊谷交流センター）	雲南市木次町地域福祉サブセンター条例	H17. 4. 1 条例第15号
13	雲南市木次就業改善センター（下熊谷交流センター）	雲南市木次就業改善センター条例	H16. 11. 1 条例第225号
14	斐伊交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
15	雲南市斐伊高齢者活動促進施設（斐伊交流センター）	雲南市高齢者活動促進施設条例	H16. 11. 1 条例第176号
16	木次農村環境改善メインセンター（日登交流センター）	雲南市木次農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第216号
17	西日登交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
18	雲南市西日登高齢者活動促進施設（西日登交流センター）	雲南市高齢者活動促進施設条例	H16. 11. 1 条例第176号
19	木次農村環境改善サブセンター（温泉交流センター）	雲南市木次農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第216号
20	三刀屋農村環境改善メインセンター（三刀屋交流センター）	雲南市三刀屋農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第217号
21	雲南市三刀屋転作研修センター（一宮交流センター）	雲南市三刀屋転作研修センター条例	H16. 11. 1 条例第237号
22	雲見の里文化伝承館（飯石交流センター）	雲南市雲見の里文化伝承館条例	H16. 11. 1 条例第240号
23	三刀屋農村環境改善サブセンター（鍋山交流センター）	雲南市三刀屋農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第217号
24	中野交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
25	吉田農村環境改善センター（吉田交流センター）	雲南市吉田農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第218号
26	民谷交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
27	吉田ふるさとセンター（田井交流センター）	雲南市吉田ふるさとセンター条例	H16. 11. 1 条例第129号
28	掛合交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
29	多根交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
30	松笠交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
31	波多交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号
32	入間交流センター	雲南市交流センター条例	H21. 3. 25 条例第4号

【福祉施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	雲南市大東町地域福祉センター	雲南市大東町地域福祉センター条例	R5. 6. 29 条例第28号
2	雲南市大東健康福祉センター	雲南市健康福祉センター条例	H20. 12. 22 条例第55号
3	雲南市加茂健康福祉センター	雲南市健康福祉センター条例	H20. 12. 22 条例第55号
4	障がい児デイサービスセンター	雲南市障害児通園（デイサービス）事業施設条例	H16. 11. 1 条例第181号
5	雲南市生き甲斐と創造の作業場	雲南市高齢者コミュニティセンター条例	H16. 11. 1 条例第175号
6	雲南市斐伊高齢者交流施設	雲南市高齢者交流施設条例	H16. 11. 1 条例第177号
7	雲南市日登高齢者交流施設	雲南市高齢者交流施設条例	H16. 11. 1 条例第177号
8	雲南市木次町高齢者コミュニティセンター	雲南市高齢者コミュニティセンター条例	H16. 11. 1 条例第175号
9	雲南市三刀屋健康福祉センター	雲南市健康福祉センター条例	H20. 12. 22 条例第55号
10	雲南市吉田健康福祉センター	雲南市健康福祉センター条例	H20. 12. 22 条例第55号
11	雲南市入間コミュニティセンター	雲南市入間コミュニティセンター条例	H20. 10. 10 条例第45号

対象施設一覧

【体育館施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	大東公園体育館	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
2	雲南市幡屋体育館	雲南市幡屋体育館条例	H16. 11. 1 条例第140号
3	加茂中央公園B & G海洋センター（ラソソテ）	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
4	雲南市木次体育館	雲南市木次体育館条例	H16. 11. 1 条例第141号
5	斐伊体育館	雲南市木次体育館条例	H16. 11. 1 条例第141号
6	雲南市三刀屋文化体育館（アスパル）	雲南市三刀屋文化体育館条例	H16. 11. 1 条例第137号
7	吉田勤労者体育センター	雲南市吉田勤労者体育センター条例	H16. 11. 1 条例第138号
8	掛合体育振興センター	雲南市掛合体育振興センター条例	H16. 11. 1 条例第148号

【屋外運動場・広場施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	大東公園 ※体育館を除く	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
2	加茂中央公園スポーツの丘	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
3	木次運動公園	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
4	雲南市三刀屋明石緑が丘公園レクリエーション広場・ゲートボール場	雲南市三刀屋明石緑が丘公園条例	H16. 11. 1 条例第239号
5	雲南市掛合野球場	雲南市掛合野球場条例	H16. 11. 1 条例第150号
6	大東ふれあい運動場	雲南市大東ふれあい運動場条例	H16. 11. 1 条例第143号
7	加茂中央公園ふれあいの丘	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
8	加茂岩倉遺跡公園交流広場	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号
9	新町交差点広場	雲南市市民広場条例	H18. 9. 29 条例第57号
10	雲南市斐伊川河川敷公園	雲南市斐伊川河川敷公園条例	H16. 11. 1 条例第278号
11	尾原農村公園・多目的広場	雲南市尾原農村公園・多目的広場条例	H16. 11. 1 条例第224号
12	雲南市斐伊運動場	雲南市斐伊運動場条例	H16. 11. 1 条例第136号
13	日登市民運動場	雲南市木次農村環境改善センター付属日登市民運動場条例	H16. 11. 1 条例第220号
14	三刀屋公園	雲南市都市公園条例	H16. 11. 1 条例第276号

【プール施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	木次水泳プール	雲南市木次水泳プール条例	H16. 11. 1 条例第145号
2	寺領水泳プール	雲南市木次水泳プール条例	H16. 11. 1 条例第145号
3	温泉水泳プール	雲南市木次水泳プール条例	H16. 11. 1 条例第145号
4	西日登水泳プール	雲南市木次水泳プール条例	H16. 11. 1 条例第145号
5	斐伊水泳プール	雲南市木次水泳プール条例	H16. 11. 1 条例第145号

【学校・旧学校等施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	学校体育館（小学校14施設、中学校7施設+武道場2施設）	雲南市立学校施設使用条例	H16. 11. 1 条例第106号
2	学校グラウンド（小学校15施設、中学校7施設）	雲南市立学校施設使用条例	H16. 11. 1 条例第106号
3	旧学校等施設（旧幼稚園3施設、旧小学校4施設）	雲南市旧学校等施設条例	H25. 12. 26 条例第72号
4	旧学校等体育館（旧小学校4施設）	雲南市旧学校等施設条例	H25. 12. 26 条例第72号
5	旧学校等グラウンド（旧小学校4施設）	雲南市旧学校等施設条例	H25. 12. 26 条例第72号

【ホール施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	古代鉄歌謡館	雲南市古代鉄歌謡館条例	H16. 11. 1 条例第261号
2	加茂文化ホール（ラメール）	雲南市加茂文化ホール条例	H16. 11. 1 条例第120号
3	雲南市木次経済文化会館（チェリヴァホール）	雲南市木次経済文化会館条例	H16. 11. 1 条例第257号

【文化施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	雲南市永井隆記念館	雲南市永井隆記念館条例	R2. 3. 23 条例第12号
2	「菅谷たたら山内」及び周辺施設	雲南市「菅谷たたら山内」及び周辺施設条例	H25. 12. 26 条例第75号
3	吉田町郷土資料館	雲南市吉田町郷土文化保存伝習施設条例	H25. 12. 26 条例第77号

【観光施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	神楽の宿	雲南市神楽の宿条例	H16. 11. 1 条例第260号
2	雲南市和鋼生産たたら体験交流施設	雲南市和鋼生産たたら体験交流施設条例	R2. 12. 23 条例第41号
3	雲南市掛合酒蔵資料館	雲南市掛合酒蔵資料館条例	H16. 11. 1 条例第322号

対象施設一覧

【温浴施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	大東農村環境改善センター（桂荘）	雲南市大東農村環境改善センター条例	H16. 11. 1 条例第215号
2	雲南市木次健康温泉センター（おろち湯ったり館）	雲南市木次健康温泉センター条例	H16. 11. 1 条例第266号
3	雲南市みとや深谷温泉「ふかたに荘」	雲南市みとや深谷温泉「ふかたに荘」条例	H16. 11. 1 条例第267号
4	国民宿舎清嵐荘	雲南市国民宿舎清嵐荘条例	H30. 9. 30 条例第22号
5	掛合まめなかセンター	雲南市掛合まめなかセンター条例	H16. 11. 1 条例第258号
6	雲南市掛合波多温泉「満壽の湯」	雲南市掛合波多温泉「満壽の湯」条例	H16. 11. 1 条例第268号

【宿泊施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	大東かみくの桃源郷	雲南市大東かみくの桃源郷条例	H16. 11. 1 条例第263号
2	雲南市健康の森	雲南市健康の森条例	H16. 11. 1 条例第250号
3	雲南市神話の森峯寺交流拠点施設・交流施設（峯寺遊山荘）	雲南市神話の森峯寺興隆拠点施設・交流施設条例	H16. 11. 1 条例第254号
4	雲南市三刀屋明石緑が丘公園 ※運動施設除く	雲南市三刀屋明石緑が丘公園条例	H16. 11. 1 条例第239号

【農林・畜産施設】

No.	施設名	条例名称	条例番号
1	雲南市木次林業総合センター	雲南市林業総合センター条例	H16. 11. 1 条例第252号
2	雲南市下布施農村体験施設 管理棟	雲南市下布施農村体験施設条例	H23. 3. 31 条例第1号
3	雲南市下布施農村体験施設 交流棟・厩舎	雲南市下布施農村体験施設条例	H23. 3. 31 条例第1号
4	雲南市大東堆肥センター	雲南市大東堆肥センター条例	H16. 11. 1 条例第324号
5	雲南市木次堆肥センター	雲南市木次堆肥センター条例	H18. 12. 25 条例第74号
6	雲南市繁殖和牛センター	雲南市繁殖和牛センター条例	H18. 12. 25 条例第73号
7	雲南市営山王寺牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
8	雲南市営三刀屋牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
9	雲南市営中野牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
10	雲南市営上山牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
11	雲南市営中谷牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
12	雲南市営秋井谷牧場	雲南市営牧場条例	H16. 11. 1 条例第243号
13	吉田集畜場	雲南市吉田集畜場条例	H16. 11. 1 条例第244号

公の施設使用料の設定基準（令和 6 年度改定分）

1. 経過

- 平成 19 年 1 月 「雲南市公の施設にかかる使用料の設定基本方針（以下、「基本方針」）」の策定
- 平成 19 年 7 月 使用料減免基準の統一
- 平成 21 年 4 月 使用料の統一（平成 21・22 年度激変緩和措置）
- 平成 25 年度 使用料見直し作業実施（料金据え置き）
- 令和元年 10 月 使用料改定

2. 基本方針の柱

（1）受益者負担の原則

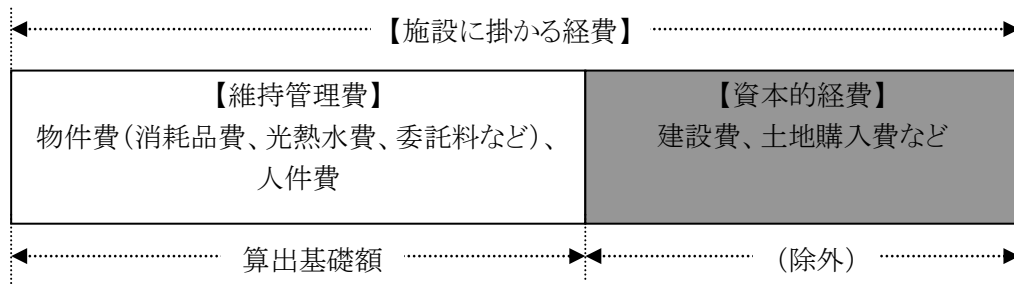
公の施設を利用する人には使用料として応分の負担を求めることにより、利用しない人との負担の公平性を確保する。

（2）共通的な使用料算定ルール の 確立（算定方法の明確化）

使用料の算定は、統一的な方法で把握した原価（施設に掛かる経費）を、施設の性質別負担割合に応じて利用者と公費で負担する。

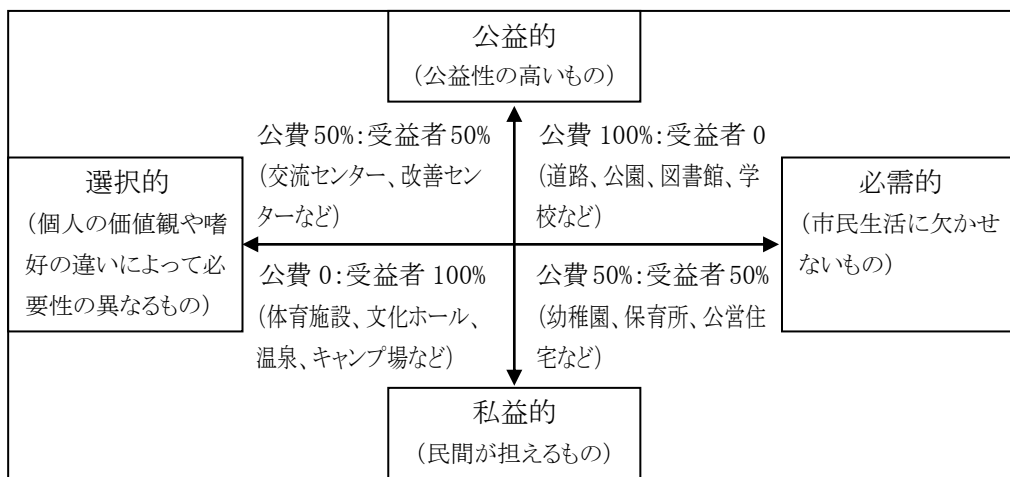
①算出基礎となる原価

- ・原則として算出基礎とする原価は、維持管理経費（物件費、人件費）とする。
- ・資本的経費（建設費、土地購入費など）は、すべての市民に利用の機会を提供するための経費であり、市民全体の資産となるため、原価からは除外する。



②施設の性質別負担割合の考え方

- ・施設サービスの性質（施設性質分類）ごとに受益者負担割合を設定する。



③使用料の計算式

施設使用料（基準価格）＝施設単価^{*}×面積×負担割合

※施設単価＝1 m² 1 時間当り単価＝維持管理費÷面積÷（年間開館時間×稼働率）

3. 今回の使用料算定における詳細設計

（1）算定方法

コロナ禍以降、使用料算定に必要な維持管理経費と稼働率の設定が困難な状況があるため、今回の使用料算定では、現行の使用料に令和 5 年度と令和 6 年度の指定管理料の積算における維持管理経費上昇率を乗じることで使用料を算定する。この維持管理経費上昇率は、施設を性質（用途）別に分類し、設定する。

なお、以下に記載の（2）から（11）の細部ルールは、「公共施設使用料の設定基準（平成 31 年 10 月公の施設使用料改定分）」を踏襲する。

【使用料算定式】改定基準価格＝現行基準価格×分類別維持管理経費上昇率
改定使用料＝改定基準価格×税率 ※10 円単位

（2）施設性質分類別の負担割合

・貸館施設	受益者負担割合	50%
・交流センター	〃	50%
・体育館	〃	100%
・野球場	〃	100%
・運動場・広場	〃	100%
・プール	〃	100%
・ホール	〃	100%
・文化施設	〃	100%
・観光施設	〃	100%
・温浴施設	〃	100%
・宿泊施設	〃	100%
・農林施設	〃	100%
・畜産施設	〃	100%

（3）施設性質分類ごと（同類施設）の統一単価

用途や規模が同様な施設においては、施設ごとの老朽度や維持管理費に関わらず、統一単価（単位当たり単価）を適用する。

○対象施設 【貸館施設】【交流センター】【体育館】【運動場・広場】【プール】
【ホール】

例) 貸館施設の統一単価＝施設ごとの 1 m² 1 時間当り単価の平均値

(4) 貸室面積の段階区分等

使用料の過度な細分化を避けるため、貸室面積に段階区分を設け、使用料を設定する。また、貸室面積が広い区分においては、利用率の低下を防ぐための減額措置を行う。

- 対象施設 【貸館施設及び交流センター】
- ・ 0～30 m² (18 畳) まで、30 m²超過以降 20 m²ごとの段階区分の設定
 - ・ 面積が広い貸室の減額措置の設定

(5) 使用料の単位

使用料 (消費税及び地方消費税を含む) は、利用者と管理者双方における金銭収受の煩雑化に配慮し 10 円単位とする。

(6) 冷暖房費の取扱い

貸館施設等では、使用料に冷暖房費を含めることを基本とし、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、冷暖房を使用しない場合の割引使用料を併せて設定する。

また、大規模施設等で冷暖房使用に係る経費が多額となる施設では、使用料とは別に冷暖房費の加算を設定する。

冷暖房を使用しない場合の割引

- 対象施設 【貸館施設】【交流センター】
- ・ 計算式より算出した使用料の 1 割程度の割引

大規模施設の冷暖房経費の加算

- 対象施設 【ホール (古代鉄歌謡館、加茂文化ホール、木次経済文化体育館)】
【体育館 (大東公園体育館、加茂 B & G 海洋センター、三刀屋文化体育館)】
- ・ 計算式より算出した使用料に別途冷暖房費を加算

(7) 営利目的の取扱い

営利目的で利用する場合は、「使用料を 10 割増 (2 倍)」とする。

(8) 市外利用者の取扱い

公共施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられていることから、市民利用を主な目的とし、市民は優遇されるべきと考えられる。そのため、使用料の算定にあたり公費負担を行うこととした施設については、市民以外の利用の場合は、「使用料を 10 割増 (2 倍)」とする。

- 対象施設 【貸館施設及び交流センター】
【体育館 (地域密着型として負担割合を設定した施設)】

(9) 割増条件が重複する場合の使用料

上記 (7) (8) の条件が重複する場合は、次の割増とする。

	非営利の場合	営利目的の場合
市民の使用	割増なし	10 割増 (2 倍)
市民以外の利用	10 割増 (2 倍)	20 割増 (3 倍)

(10) 個人使用料及びその他の使用料

体育館の個人使用料やプールの使用料、温浴施設入浴料、宿泊施設宿泊料、観光施設入館料は、類似施設間の均衡や施設ごとのサービス水準を踏まえ定める。

(11) 対象外

備品使用料は、本設定基準の対象外とし、諸状況により使用料の見直しを判断する。

4. 適用時期

令和6年10月1日（当日使用分から適用）

5. 今後の見直しについて

概ね5年を基本として、諸状況の変化に対応した見直しを行う。

施設性質分類別の維持管理経費上昇率 ※暫定値20240125時点

a)「施設種別」とは

- ・雲南市公共施設等総合管理計画などで一般的に施設を主な用途別に分けた種別のこと

b)「施設性質分類」とは

- ・使用料の設定基準において、用途が同様な施設(同類施設)では、統一的な施設単価や負担割合を設定し運用する。その施設を性質(用途)別に分けた分類のこと
- ・例えば、体育館のアリーナを体育館、会議室を貸館施設のように性質(用途)別に区分する。

【今回使用料見直しにおける施設性質別基本グループ】

	施設性質分類	施設種別	維持管理経費上昇率
①	①-1貸館施設 ①-2交流センター	○集会施設 ○貸館施設 ○交流センター施設 ○その他施設(福祉施設、体育館、ホールの会議室など)	9.5% ※施設種別の集会施設、貸館施設及び交流センター施設より算出
②	②-1体育館	○体育館施設 ○その他施設(交流センター・学校・旧学校施設の体育館)	11.9% ※施設種別の体育館施設より算出
③	③-1野球場 ③-2運動場 ③-3広場 ③-4プール	○野球場施設 ○公園施設 ○その他施設(交流センター・学校・旧学校施設の運動場など) ○プール	6.2% ※施設種別の野球場施設及び公園施設より算出
④	④-1ホール	○ホール施設	16.9% ※施設種別のホール施設より算出
⑤	⑤-1文化施設 ⑤-2観光施設	○文化施設 ○観光施設	12.0% ※施設種別の文化施設及び観光施設より算出
⑥	⑥-1温浴施設	○温浴施設	9.6% ※施設種別の温浴施設より算出
⑦	⑦-1宿泊施設	○宿泊施設	15.5% ※施設種別の宿泊施設より算出
⑧	⑧-1農林施設 ⑧-2畜産施設	○農林施設 ○畜産施設	9.3% ※施設種別の農林施設及び畜産施設より算出

【特定施設】 上限加算額の検討状況

公の施設の使用料の見直し（案）に基づき、「柔軟な料金設定を可能とする上限加算額の設定」について、検討対象施設を設定し、県内の同類施設の状況等も調査し検討を行っている。今後、関係者の意見等を踏まえ、更に検討をすすめ方針を決定する。

1. 検討施設

施設種別	施設名	料金区分
温浴施設 (6 施設)	大東農村環境改善センター（桂荘）、雲南市木次健康温泉センター（おろち湯ったり館）、雲南市みとや深谷温泉「ふかたに荘」、国民宿舎清嵐荘、掛合まめなかセンター、雲南市掛合波多温泉「満寿の湯」	入湯料 宿泊料
宿泊施設 (4 施設)	大東かみくの桃源郷、雲南市健康の森、雲南市神話の森峯寺交流拠点施設・交流施設（峯寺遊山荘）、雲南市三刀屋明石緑が丘公園	施設使用料
観光施設 (2 施設)	神楽の宿、雲南市和鋼生産たたら体験交流施設	入場料 施設使用料
文化施設 (2 施設)	「菅谷たたら山内」及び周辺施設、吉田町郷土資料館	入場料
ホール施設 (4 施設)	加茂文化ホール（ラメール）、雲南市木次経済文化会館（チェリヴァホール）、古代鉄歌謡館、雲南市三刀屋文化体育館（アスパル）※アリーナホール利用	ホール使用料

2. 現時点の方針案

方針案：基準料金の 1.5 倍の上限加算額を設定

※基準料金は、維持管理経費上昇分の反映等により算定した料金

- ・実際の運用においては、①基準料金に 1.5 を乗じた額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て利用料金を設定、②シーズン料金、土日祝日料金及び特別展等における料金設定を想定、③指定管理者と担当課において調整のうえ効果的な制度運用を図る。
- ・現時点では、検討施設すべてにおいて、同一の方針案としているが、今後個別施設ごとに検討をすすめ方針をまとめる。